

「航空安全プログラム」の一部改正について

平成28年3月
航空局安全部
安全企画課

1. 改正理由

「航空安全プログラム」については、毎年1回、民間航空の安全の状況等を踏まえ、見直しを行うこととしている。今般、民活空港運営法及び関空・伊丹法に基づく民間会社による空港運営事業が平成28年度から開始されることを受けた業務提供者の定義の修正等の措置が必要となっている。

2. 改正概要

平成27年度の民間航空の安全の状況については、目標値の達成状況の分析も含めて見た場合、航空安全当局の取り組みに大きな問題があるとは認められない。このことから、航空安全プログラムの内容については基本的には現行どおりとし、以下の点について技術的な改正を行うこととする。

(1) 業務提供者の定義の修正

第4章1.(2)に規定される航空安全当局の報告徴収及び検査等の対象に、民活空港運営法及び関空・伊丹法に基づき空港の運営等の事業を実施する者を追加する。

(2) その他

付録2に記載されている日付の削除を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

施行及び公表：平成28年4月